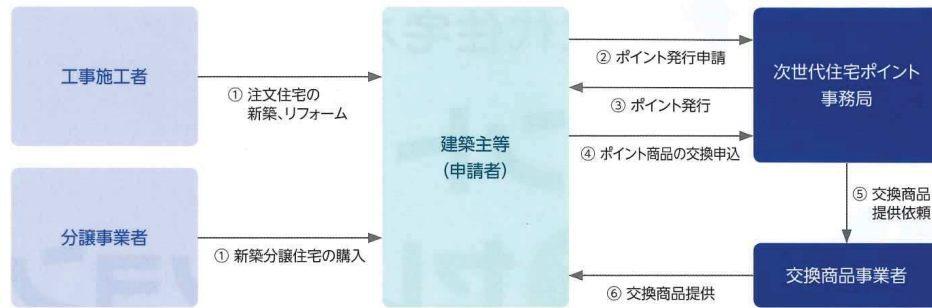


次世代住宅ポイントとは

次世代住宅ポイント制度とは、一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームをされた方に対し、さまざまな商品と交換できるポイントを発行する制度です。

制度全体の流れ（戸別申請で標準的な場合を示したもの）



スケジュール

ポイント発行申請

| | |
|------|------------|
| 申請開始 | 2019年6月3日 |
| 申請期限 | 2020年3月31日 |

※予算の執行状況はホームページ上で公表します。

完了報告期限（工事完了前ポイント発行申請を行った場合）

| | 2020年9月30日まで | 2021年3月31日まで | 2021年9月30日まで |
|-------|--------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 新築 | 戸建住宅 | 共同住宅等（階数が10以下） | 共同住宅等（階数が11以上） |
| リフォーム | 耐震改修なし | 共同住宅等（階数が10以下） （耐震改修を伴う） | 共同住宅等（階数が11以上） （耐震改修を伴う） |

商品交換申込期間

| | |
|--------|-----------------------|
| 交換申込期間 | 2019年10月1日～2020年6月30日 |
|--------|-----------------------|

※交換できる商品および交換方法は準備が整い次第ホームページ上で公表となります。

新築住宅を取得 or リフォームを行う

消費税率10%が適用される新築住宅またはリフォームで、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援・働き方改革」に役立つ一定の性能を有する住宅を取得する方が対象となります（各種要件あり、3ページから5ページをご参照下さい）。



ポイントをもらう

2019年6月3日～2020年3月31日まで

※予算の都合により早まる場合があります

一戸あたり、リフォームで最大30万ポイント、新築で最大35万ポイントが付与されます。さらに、若者・子育て世帯が既存住宅を購入しリフォームを行う場合には最大60万ポイントが付与されます。

※若者世帯：2018年12月21日時点で40歳未満の世帯

※子育て世帯：2018年12月21日時点（または申請時点）で18歳未満の子を有する世帯



商品に交換する

2019年10月1日～2020年6月30日

取得したポイントは「省エネ・環境配慮」、「防災」、「健康」、「家事ラク」、「子育て」、「地域振興」に関連した商品に交換できます。

※商品券や即時交換（追加工事費への充当）はできません。



対象となる建材・設備、ポイント申請方法、交換商品の内容等については、次世代住宅ポイント制度ホームページで随時公表されます

ポイント発行の対象 (リフォーム)



所有者等が施工者に工事を発注 (工事請負契約) をして実施する

リフォーム (全ての住宅が対象)

※個人、法人問わず ※マンション等の管理組合が実施するリフォームも対象
※リフォームの申請には、工事前または工事中の写真が必要です。忘れた場合、ポイントの発行はされません。

対象期間

| | 対象期間 (消費税率10%) | 対象期間 (消費税率8%) |
|-------------------------|-------------------|--------------------------|
| 工事請負契約 (所有者となる方が発注するもの) | 2019年4月1日以降 | 2018年12月21日以降～2019年3月31日 |
| 建築着工※1 | 工事請負契約～2020年3月31日 | 2019年10月1日～2020年3月31日 |
| 引渡し※2 | 2019年10月1日以降 | 2019年10月1日以降 |

※1: 契約対象となる全体の着工 ※2: 工事完了し、発注者へ引渡された日

上限ポイント数



若者世帯あるいは子育て世帯※1

既存住宅を購入しリフォームを行う場合※2

600,000 ポイント/戸

上記以外のリフォームを行う場合※3

450,000 ポイント/戸



若者・子育て世帯以外の世帯

安心R住宅を購入しリフォームを行う場合※2

450,000 ポイント/戸

上記以外のリフォームを行う場合

(オーナー、管理組合、再販業者等を含む)

300,000 ポイント/戸

1 申請あたり20,000ポイント未満の場合はポイント発行申請はできません。

※1: 若者世帯: 2018年12月21日 (閣議決定) 時点で40歳未満の世帯、子育て世帯: 2018年12月21日 (閣議決定) 時点で18歳未満の子を有する世帯

※2: 自ら居住することを目的に購入した住宅について、売買契約締結後3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る。

※3: 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。

対象となるリフォーム工事

1 開口部の断熱改修

| | ガラス交換※1 | 内窓設置※2・外窓交換 | ドア交換 |
|---|---|---|---|
| 大 | 1.4m ² 以上※3 7,000 ポイント/枚 | 2.8m ² 以上※4 20,000 ポイント/箇所 | 開戸: 1.8m ² 以上、引戸: 3.0m ² 以上※4 28,000 ポイント/箇所 |
| 中 | 0.8m ² 以上1.4m ² 未満※3 5,000 ポイント/枚 | 1.6m ² 以上2.8m ² 未満※4 15,000 ポイント/箇所 | — |
| 小 | 0.1m ² 以上0.8m ² 未満※3 2,000 ポイント/枚 | 0.2m ² 以上1.6m ² 未満※4 13,000 ポイント/箇所 | 開戸: 1.0m ² 以上1.8m ² 未満※4 引戸: 1.0m ² 以上3.0m ² 未満※4 24,000 ポイント/箇所 |

※1: ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラス1枚あたりにポイント発行 ※2: 内窓交換を含む ※3: ガラスの寸法とする

※4: 内窓もしくは外窓のサッシ枠または開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする

2 外壁、屋根・天井または床の断熱改修

最低使用量以上の断熱材を使用する改修について、施工部位ごとに1戸あたり下記のポイント数を発行
次世代住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。

| | | | | | |
|----|---|-------|--|---|--|
| 外壁 | 100,000 ポイント/戸 (50,000 ポイント/戸)* | 屋根・天井 | 32,000 ポイント/戸 (16,000 ポイント/戸)* | 床 | 60,000 ポイント/戸 (30,000 ポイント/戸)* |
|----|---|-------|--|---|--|

*部分断熱の場合の発行ポイント数

3 エコ住宅設備の設置

下に掲げる住宅設備について、その設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じたポイント数の合計を発行

| 太陽熱利用システム* | 節水型トイレ* | 高断熱浴槽 | 高効率給湯機 | 節湯水栓 |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 24,000 ポイント/戸 | 16,000 ポイント/戸 | 24,000 ポイント/戸 | 24,000 ポイント/戸 | 4,000 ポイント/戸 |

屋根に集熱器を設置し、軒先や屋内等に蓄熱槽を設置 ※太陽光発電システムではありません

洗浄水量を節水(6.5L以下)することができ大規模 ※家事負担軽減に資する設備の1種類 ※設置しやすいためとの重複は不可

断熱性能を向上させるための工夫がされており、かつ、専用ふろふたなどがセットになった浴槽

電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)・潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)・潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)・ヒートポンプ・ガス調式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)

・台所水栓「手元止水機能」又は「水優先止水機能」
・洗面水栓「水優先止水機能」
・浴室シャワー水栓「手元止水機能」または「小流量止水機能」(シャワーヘッドのみの交換は除く。)

4 バリアフリー改修

下に掲げるバリアフリー工事について、その箇所数によらず、改修を行った対象工事の種類に応じたポイント数の合計を発行

| 手すりの設置※1 | 段差解消※1 | 廊下幅等の拡張※1 | ホームエレベーターの新設※2 | 衝撃緩和畳の設置※3 |
|---------------------|---------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| 5,000 ポイント/戸 | 6,000 ポイント/戸 | 28,000 ポイント/戸 | 150,000 ポイント/戸 | 17,000 ポイント/戸 |

便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事 (勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口において、段差を小さくする工事を含む。)

介助用の車いすで容易に移動するための道路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事

戸建住宅又は共同住宅専有部に新設する工事

衝撃緩和畳を新設又は入替えにより設置する工事 (4.5畳以上設置の場合に限る。)

※1: 原則、バリアフリー改修促進税制の取り扱いに準じる。 ※2: 戸建住宅または共同住宅専有部への新設に限る (入替や増設は対象外) ※3: 一戸あたり4.5畳以上設置する場合に限る

5 耐震改修 150,000 ポイント/戸

昭和56年5月31日以前に建築着工された現行の耐震基準に適合しない住宅を、現行の耐震基準に適合させる工事を対象としています。

6 家事負担軽減に資する設備の設置

| | | | | | |
|-----------|----------------------|--------------|----------------------|----------------|---|
| ビルトイン食器洗機 | 18,000 ポイント/戸 | 掃除しやすいレンジフード | 9,000 ポイント/戸 | ビルトイン自動調理対応コンロ | 12,000 ポイント/戸 |
| 浴室乾燥機 | 18,000 ポイント/戸 | 掃除しやすいトイレ※1 | 18,000 ポイント/戸 | 宅配ボックス | 住戸専用※2の場合 10,000 ポイント/戸 住戸専用※1以外の場合 10,000 ポイント/ボックス※3 |

※1: エコ住宅設備の「節水型トイレ」との重複は不可
※2: 共同住宅においては、単数のボックスなど当該住戸に独立して設置された宅配ボックスに限ります。
※3: 例えば、1の宅配ボックスに4つのボックスが設置されている場合は40,000ポイントを発行

7 リフォーム瑕疵保険への加入 7,000 ポイント/契約

●国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険および大規模修繕瑕疵保険であること

8 インスペクションの実施 7,000 ポイント/戸

●2018年12月21日 (閣議決定) 以降に、既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士が、既存住宅状況調査方法基準に従って行う建物状況調査であること ●ポイント発行申請者が費用負担していること ●共同住宅の場合は、住戸型※のインスペクションであること

※調査対象とする住戸を特定し、調査範囲を、建物の外周、当該住戸に至る経路上及び当該住戸から点検できる範囲の共用部分、当該住戸の専有部分とするインスペクション

9 若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行う一定規模以上のリフォーム

100,000 ポイント/戸

- 若者・子育て世帯が自ら居住することを目的に購入した既存住宅であること
- 売買契約締結後3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結すること
- 税込100万円以上のリフォーム工事を行うこと

10 既存住宅購入加算 1～8の各リフォーム工事等のポイント数を2倍とする

●自ら居住することを目的に購入した既存住宅であること ●売買契約締結後3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結すること